

令和2年4月14日

保護者 各位

東村山市教育委員会

## 令和2年度 教育費援助制度の申請方法の変更について (緊急のお知らせ)

令和2年4月6日付けで学校を通じて制度案内を配布しております「教育費援助制度(就学援助)」につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止(外出や接触機会の削減)のため、申請受付の方法を変更いたします。

これから申請を検討されている方、不足書類の提出を予定されている方につきましては、御確認いただき、申請や提出を行っていただきますようお願いいたします。

記

今回の受付方法の変更内容について

- (1) 5月申請者の方についても、認定となった場合には、4月分から支給対象になります。
- (2) 郵送での申請を受け付けます。(既存の窓口受付も実施)
- (3) 夜間窓口(4/23~4/30 17:00~20:00)は中止となります。

### 【郵送時の方法等】

- ・東村山市ホームページから受給資格認定申請書を印刷し、必要事項を記入のうえ、押印してください。
- ・申請に必要な添付書類(源泉徴収票のコピーなど)と、お名前・住所等を記入した返信用封筒(切手不要です。到達後受付書をお送りします)を同封して、下の問合せ先まで郵送してください。
- ・郵送する際は、必ずポスト投函後に問合せ先まで電話連絡してください。
- ・不足書類提出の方は、受付番号を封筒表面に記載してください。
- ・受付日は消印日となります。

### 【その他】

- ・他市から転入された方で、他市でも就学援助が認定となった方は、重複支給を避けるため支給額が調整される場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を見ながら、今後も受付内容等で変更が生じた場合は、最新の情報を市ホームページ上で更新してまいります。

以上

【問合せ】〒189-8501 東京都東村山市本町1-2-3

東村山市教育委員会 学務課 学務係 TEL042-393-5111 (内線 3422/3423)